平成２１年（フ）第１８２４号
広島市東区牛田新町１丁目６番34―401号
債務者　石橋　信子
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８３２号
広島市安佐南区沼田町大字伴1621番地の97
債務者　馬渕　菊代
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８３５号
広島県東広島市鏡山３丁目13番18号冨吉借家２号
債務者　西坂智登志
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８４３号
広島市安佐南区上安２丁目20番23号
債務者　安田　芳孝
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８５６号
広島県廿日市市佐方１丁目８番47号
債務者　後藤　春江
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８７５号
広島市安佐北区亀山南２丁目55番５号
債務者　木村眞由美
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８８４号
広島市中区基町19番１―725号
債務者　淺野　香織
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８９６号
広島県山県郡北広島町西宗811番地
債務者　平田　寿子
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８９９号
広島市南区宇品西２丁目15番46―1106号
債務者　田中　弘美
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９１４号
広島市安芸区矢野東４丁目17番19号
債務者　福田　省吾
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９１５号
広島市安芸区矢野東４丁目17番19号
債務者　福田　真弓
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９３０号
広島市安芸郡熊野町375番地３
債務者　土肥　一弘
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９４８号
広島市西区鈴が峰町40番21―202号
債務者　田守　邦臣
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３４９号
山口県下関市熊野西町３番２―301号、前住所山口県下関市富任町５丁目１番13号
債務者　伊村侑希子（旧姓嘉戸）
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第３７６号
山口県下関市新地西町２番24号
債務者　浜岡　美紀
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第３８４号
山口県下関市豊浦町大字川棚1590番地３　市営清風住宅、前住所山口県下関市豊浦町大字川棚1573番地
債務者　犬丸　正人
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第７２０号
愛媛県松山市桑原２丁目12番47号　桑原マンション203号
債務者　山本美登世
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
松山地方裁判所